

与謝野町ホームページ有料広告募集要領

趣旨	この要領は、与謝野町の情報発信媒体を活用し、有料で当該媒体に民間企業等の広告を掲載させ、もって新たな町の財源を確保するため、広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。
広告掲載対象物	与謝野町公式ホームページ
対象物の情報等	【アクセス回数】約50,000回/月（平均）
広告掲載基準	別紙「与謝野町広告取扱基準」に準じます。
広告規格等	<p>【掲載期間】掲載日（掲載開始月の1日）から令和8年3月31日まで</p> <p>【広告の形式】バナー広告（広告主のサイトへのリンクを設定した画像型広告）</p> <p>【広告のサイズ】1枠縦60ピクセル×横280ピクセル</p> <p>【広告のデータ量】100KB以内</p> <p>【広告のデータ形式】JPEG または PNG 形式 ※アニメーションGIFは不可</p> <p>【掲載枠数】4枠 ※同一申込者につき1枠限りとします</p> <p>【位置】与謝野町が指定する位置とします</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるように配慮してください。 ・掲載枠数が埋まり次第、募集を締め切ります。
広告掲載料等	<p>【掲載料】1枠（1カ月）につき5,000円 ※各月1日を掲載開始日とし、各月末日を掲載終了日とします。月の途中で掲載終了しても、日割り計算での返還は行いません。</p> <p>【納入方法】指定の納入書にて納入してください。※一括前払い</p> <p>【納入期限】納入書に記載した期日までに納入してください。</p> <p>【返還】掲載料は、広告掲載の決定を受けた申込者（以下「申込者」という。）の責めに帰さない事由により、広告の掲載を中止した場合のみ返還するものとします。</p>
原稿提出等	<p>【申込書】与謝野町ホームページ広告掲載申込書 [様式第1号]</p> <p>【出力見本】JPEG または PNG 形式</p> <p>【原稿データ】原寸のデータ ※加工、校正は行いません。また、データ提出後の修正は受け付けません。</p> <p>【提出期限】 申込書：ホームページ掲載日の14開庁日前の午後5時まで 原稿データ：ホームページ掲載日の5開庁日前の午後5時まで</p>

	※詳細につきましては問い合わせください
審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込書及び広告原稿（データ）を元に 掲載希望者が掲載基準を逸脱していないかを審査し、必要であれば修正を指示します。 ・ 審査が終了しない場合や審査による修正指示を反映した原稿データ提出が期限に間に合わない場合、当該原稿の掲載は認めません。 ・ 申込時点で掲載希望者に町税の滞納がある場合は広告掲載はできません。
掲載中止	<p>原稿データの提出後、校了日までに以下のいずれかに 該当する場合は、広告の掲載を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期日までに掲載料の納入が確認できない場合 ・ 修正指示を反映したデータを期限内に提出しなかった場合 ・ 申込書の内容に虚偽があった場合 ・ 申込者の倒産等により広告を掲載する必要がなくなった場合 ・ 申込者の社会的信用を損なうような事案が明らかになった場合
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告の内容等に関する責任は広告主が負うものとし、広告の掲載に伴うトラブル等は広告主の責任及び負担において解決してください。
問い合わせ/ 申し込み先	<p>与謝野町 総務課 秘書広報係</p> <p>電話：0772-43-9010</p> <p>ファックス：0772-46-2851</p> <p>メール：somu@town.yosano.lg.jp</p>

様式第 1 号

年 月 日

与謝野町長 様

(広告掲載申込者)

住 所

名 称

代表者名

与謝野町ホームページ広告掲載（新規・変更）申込書

与謝野町ホームページへの広告掲載（新規・変更）を、以下のとおり申し込みます。
なお、申込みにあたり、与謝野町の広告関連の規定を遵守すること及び与謝野町が町税の
納付状況を調査することに同意します。

広告掲載申込者の業種		
掲載希望期間 ※新規の場合のみ	年 月から 年 月まで ※年度を超えない期間 ※掲載開始は各月の 1 日	
変更希望時期 ※変更の場合のみ		
リンク先URL（新規・変更）		
広告の内容	※バナー広告のイメージをデータでご提出ください。	
連絡先	電 話	
	FAX	
	E メール	

注意事項

- ※ 広告掲載は、1 か月を 1 単位とし、年度を超えない期間とします。（最長 1 2 単位）
- ※ 必要に応じて、広告掲載希望者の事業内容等に関する資料を添付いただきます。